

中央教育審議会の答申素案に対する緊急声明

本日、中央教育審議会義務教育特別部会において、義務教育に係る答申の素案が示された。

(中央教育審議会は不公正運営)

地方六団体の代表委員3名は、本年3月16日の第2回中央教育審議会義務教育特別部会に参加して以降、新しい時代にふさわしい義務教育の在り方について、熱心かつ真摯に議論し、意見を述べてきたところである。

このことについては、義務教育特別部会で取りまとめた審議経過報告において、不十分ではあるが、これまで誠心誠意主張してきた我々の意見が数多く記述されていることから明らかである。

しかしながら、本日晒された答申素案においては、地方六団体の主張してきた内容が全く採り入れられることなく、現状の国庫負担制度の堅持を是認するものとなっている。従って、昨年の政府・与党合意において明記されていた「費用負担の在り方についての地方案を活かす方策」が示されない結果となっている。

7月の審議経過報告では両論併記となっていたにもかかわらず、本日晒された答申素案では、何ら議論もないまま、義務教育費国庫負担金の堅持の方針が一方的に打ち出されている。このようなやり方は、審議会の本来のあり方から見て極めて不公平かつ不公正な態度であると言わざるを得ない。

(全国一律の教育か、地方の創意工夫を活かした多様な教育か)

審議会では、我々地方六団体は、公立小中学校の学校教職員の給与の半額を国が負担する現在の制度を見直し、地方に税源を移譲すべきであると主張している。これは単に国と地方の財源問題ではなく、「義務教育は今のままで良いのか」という基本的な問題を提起したものである。すなわち、「今後の教育はこれまでどおり文部科学官僚の主導の下で全国一律に行うのか、あるいは地方の創意工夫を活かした人材教育を取り入れるのか」という教育のあり方そのものについて、選択を迫ってきたのである。

(全国一律に実施されたために全国一斉に問題を引き起こした「ゆとり教育」)

これまでの教育は、その内容や水準の細部にわたって文部科学省主導で決定する、まさに国主導の教育であった。その典型的な例が「ゆとり教育」

である。「ゆとり教育」により、公立小・中学校の土曜日を全て休日とし、教科書で教える量を全て3割引き下げた。その結果は、子どもたちの学力は世界レベルで急激に低下し、また、休日に何もすることがなく、一日中家でテレビゲームに興じる子どもや、勉強不足を補うため塾通いをする子どもが多くいる。このような「ゆとり教育」が、全国一律に横並びで実施されたため、全国一斉に問題を引き起こしてしまった。

このように国が、一律の考え方で教育を行うのは、危険なことである。

（求められる多様な人材）

教育のあり方については、様々な考えがあり、これに応えるためには、一律の考え方では無理があり、教育の多様化を進めるのは当然である。また、21世紀は変化が激しく、国際的な影響を強く受ける時代となる。新しい時代を見抜き、対応できる能力を持った多様な人材が求められている。激しい変化の時代において、個性ある考え方、柔軟性のある行動をとれる多様な人材を持つことは、世界の中で日本が伍していくための基本的条件である。

（教育の分権化が必要不可欠）

今何よりも大事なものは、各地域が当事者意識を持って教育に取り組んでいく、そのような分権型の教育の仕組みをつくることである。そのためには、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 学校の縦割り型・円筒型の上意下達の仕組みを変えていかなければならない。

国が教育の達成すべき基準を示し、その上で地方が地域の実情に応じて創意工夫や独自性を発揮できるような仕組みが、今後の21世紀の分権型社会における教育のあり方である。

教育の分権化を進めるには、権限と税財源をセットで移譲することが不可欠である。権限さえ地方に移せば地方が独自の教育ができるという考え方もあるが、これは間違いである。税源移譲によって、地方が自前の財源で教育を支える仕組みになれば、地方はさらに強い当事者意識を持って教育を行うことになる。また、教員の給与を地域住民が負担することで、今まで以上に教育への関心が高まり、学校現場と地域の意識改革につながる。

分権型の教育における国の役割は、基本的な義務教育の水準を定めることである。また、地域における教育の達成水準を評価する仕組みをつくり、公表することである。

(地方の教育力を活かすべき)

地方に財源を移譲すれば、教育にあてるべき財源を他の経費にまわすのではないかという意見があるが、これは地方不信に基づく言われなき批判である。そもそも子どもの教育は、地域住民の最も関心の高い問題であり、住民の切実な願いを無視して教育費を削減するような首長はいない。義務教育費国庫負担金制度は、本来は教職員人件費の半分を国が負担する制度であるが、国の予算は年々削減され、現在はその3割程度になっている。このような中でも地方は厳しい財源をやりくりし、その水準を確保してきたのである。

これまでも地方は国に先んじた少人数学級の導入や、教員志望の大学生を活用した放課後の学習指導など、独自の施策に取り組んできた。税源移譲が実現すれば、それを契機に、教育効果の高い外部人材の活用や、教材の開発などについて、地域独自の動きがさらに活発化するであろう。

現在政府が進めている「国から地方へ」の改革の最大の柱は「三位一体の改革」の実現であり、義務教育費国庫負担金の税源移譲はまさに改革の重要部分である。

中央教育審議会においても、地方の改革案を真摯に受け止め、地方分権の意義を十分に理解し、その趣旨に沿った答申を取りまとめられるよう強く求める。

平成17年10月12日

地 方 六 団 体

全国知事会会長	麻生	渡
全国都道府県議会議長会会長	島田	明
全国市長会会長	山出	保
全国市議会議長会会長	国松	誠
全国町村会会長	山本	文男
全国町村議会議長会会長	川股	博